

介護マークをご存知ですか？



上記の「介護マーク」を切り抜いて利用いただいても結構です。利用にあたっては下記の留意事項をご確認ください。

たとえば
こんな場合に…

- 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- 男性介護者が女性用下着を購入するとき

外出先でこの
カードを見かけたら
温かく見守って
ください

【ご利用にあたっての
留意事項】

- ① 本来の目的（介護中であることを周囲に理解してもらうこと）以外には、決して利用しないでください。
- ② 配布されたマークは適正に管理し、利用する必要がなくなった場合には、各自で処分してください。

介護保険制度に関するご相談・お問合せ先 区役所福祉課・支所区民福祉課

名 称	電 話	FAX
千種区役所	☎753-1848	FAX 751-3120
東区役所	☎934-1195	FAX 936-4303
北区役所	☎917-6523	FAX 914-2100
楠支所	☎901-2269	FAX 901-2271
西区役所	☎523-4519	FAX 521-0067
山田支所	☎501-4975	FAX 504-7409
中村区役所	☎433-2906	FAX 433-2074
中区役所	☎265-2324	FAX 241-6986
昭和区役所	☎735-3914	FAX 731-8900
瑞穂区役所	☎852-9396	FAX 851-1350
熱田区役所	☎683-9404	FAX 682-0346

名 称	電 話	FAX
中川区役所	☎363-4327	FAX 352-7824
富田支所	☎301-8376	FAX 301-8661
港区役所	☎654-9715	FAX 651-1190
南陽支所	☎301-8345	FAX 301-8411
南区役所	☎823-9415	FAX 811-6366
守山区役所	☎796-4603	FAX 793-1451
志段味支所	☎736-2192	FAX 736-4670
緑区役所	☎625-3964	FAX 621-6841
徳重支所	☎875-2207	FAX 875-2215
名東区役所	☎778-3097	FAX 774-2781
天白区役所	☎807-3897	FAX 802-9726

介護に関する情報は、名古屋市のウェブサイト『NAGOYAかいごネット』

介護保険制度の説明や、介護サービス事業者の検索など、名古屋市の介護保険に関する様々な情報を提供しています。その他に、在宅での診療が可能な医療機関や高齢者サロン、なごや認知症カフェなど、高齢者の方が自分らしく生活していくための情報も提供しています。ぜひ、ご覧ください。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top> NAGOYA かいごネット [検索](#)

発行／名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 ☎972-2591 FAX972-4147

このパンフレットは、令和7年10月現在の内容で作成しています。今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン（UD）の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

VEGETABLE
OIL INK

禁無断転載©東京法規出版
KG012570-T20

* 支えあい育てる

令和7年度版

介護保険制度



スマホやタブレットで読めます。デジタルブック
QRコード
○文字サイズ拡大、自動音声読み上げ
○7つの言語で読める・聞ける（音声読み上げ対応）
[Automatic Translation] 英語 (English)、
中国語 (簡体字 (簡体中文)・繁体字 (繁體中文))、韓国語 (한국)、
ポルトガル語 (Português)、スペイン語 (Español)
二次元コードを読み取ると「利用の仕方」が聞けます。内容確認後、デジタルブックをお読みください。

名古屋市
令和7年10月発行

もくじ

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように 1

介護保険のしくみ

介護保険について 2

介護保険料

65歳以上の方の介護保険料 4

サービスの利用のしかた

サービスを利用するために 8

ケアプランの作成 10

利用できるサービス

サービスについて 12

介護予防・日常生活支援総合事業 25

利用者負担について

サービスの利用者負担 31

ハラスメントのない介護現場をめざして 36

名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業について 39

相談・お問合せ窓口

お気軽にお問合せください 40

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

電子申請サービスのご案内

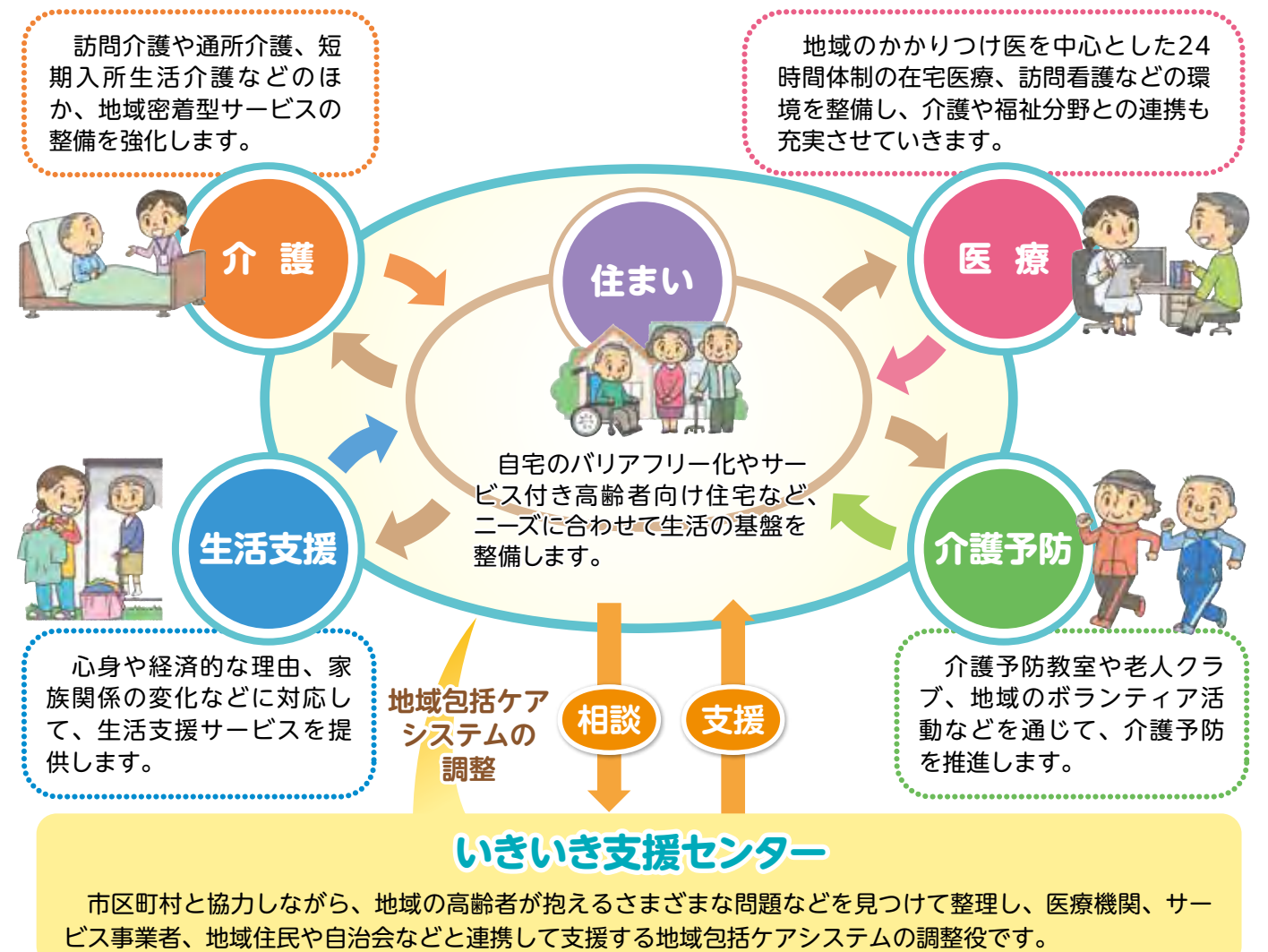
介護保険の手続きには、便利な電子申請サービスをご利用ください。
要介護・要支援認定の申請など、スマートフォンやパソコンで、ご自宅からいつでも申請することができます。
順次、対象となる手続きを拡大していきます。

対象の手続きや申請方法など、詳しくはこちらをご覧ください。→



住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するしくみです。必要なサービスを切れ目なく提供し、地域に住む高齢者の生活を支えます。おおむね30分以内にサービスが提供できる日常生活圏を想定しています。



地域包括ケアシステムに必要な

4つの「助」

自助

住み慣れた地域で生活するために、自分でさまざまなサービスを利用し、問題を自力で解決することです。

共助

介護保険や医療保険などの社会保険によるサービスのことです。

互助

地域住民やボランティア、家族や知り合いなどが、自発的にお互いが助け合うことです。

公助

税金をもとにした生活保護や権利擁護など、市区町村が行う社会福祉サービスのことです。

地域包括ケアシステムでは、市区町村などからの公的なサービスや支援の「共助」と「公助」だけではなく、自力で問題を解決する「自助」や住民が互いに助け合う「互助」による支えがとても大切です。

介護保険について

介護保険制度は市区町村が保険者となって運営します。40歳以上の方が被保険者として介護保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用します。

介護保険加入者（被保険者）

必要なサービスを総合的に利用できます。

- 介護保険料を納めます
- サービスを利用するため、要介護・要支援認定の申請をします
- サービスを利用し、利用料（サービスの利用者負担分）を支払います

65歳以上の方（第1号被保険者）

サービスを利用できる方

介護や日常生活の支援が必要と認定された方

（どんな病気やけががもとで介護や支援が必要になったかは問われません）



40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）

サービスを利用できる方

特定疾病により介護や支援が必要と認定された方

（交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）



16種類の特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● がん
（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） ● 関節リウマチ ● 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦靭帯骨化症 ● 骨折を伴う骨粗しょう症 | <ul style="list-style-type: none"> ● 初老期における認知症 ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ● 脊髄小脳変性症 ● 脊柱管狭窄症 ● 早老症 ● 多系統萎縮症 | <ul style="list-style-type: none"> ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ● 脳血管疾患 ● 閉塞性動脈硬化症 ● 慢性閉塞性肺疾患 ● 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
|--|---|---|

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	名古屋市 

必ず記載内容を確認し、大切に保管しましょう。

介護保険の保険証（介護保険被保険者証）

- 65歳に到達する月（誕生日の前日が属する月）に交付します。
- 40～64歳の方（第2号被保険者）は、要介護・要支援認定の申請をされた場合などに交付します。
- 市外に転出する場合や記載事項の変更などがある場合は、お住まいの区役所福祉課または支所区民福祉課の窓口へ届出をしてください。

こんなときに使います

要介護・要支援認定の申請
介護や支援が必要となり、要介護・要支援認定の申請をするとき

基本チェックリスト
基本チェックリストによる判定を受けるとき

ケアプラン作成
ケアプランなどの作成依頼をするとき

サービス利用
サービスを利用するとき

要介護・要支援認定の申請

要介護・要支援認定、保険証の交付

負担割合証の交付

介護保険料の納付

いきいき支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。
P42～43へ



- 介護予防事業のマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 虐待防止などの権利擁護事業
- ケアマネジャーへの支援
- 基本チェックリストの実施

サービスの提供

利用料（利用者負担分）の支払い

名古屋市（保険者）

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。



- 介護保険制度を運営します
- 要介護・要支援認定を行います
- 介護保険被保険者証を交付します
- 介護保険負担割合証を交付します
- サービスを確保・整備します
- 基本チェックリストを実施します

介護報酬等の請求

介護報酬等の支払い

サービス事業所

利用者に合ったサービスを提供していきます。

事業所の指定は6年ごとの更新制です。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などがサービスを提供します

65歳以上の方の 介護保険料



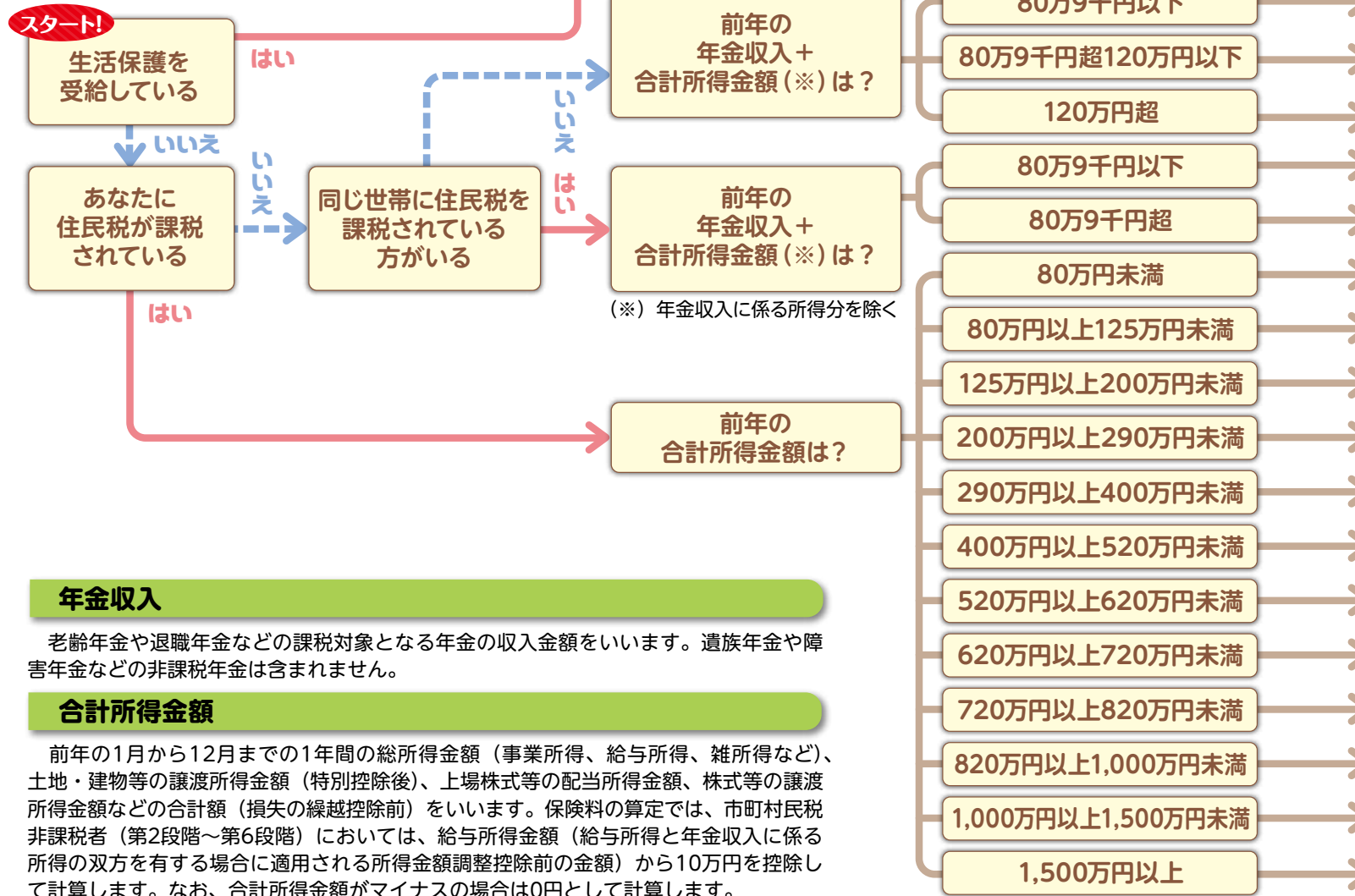
市区町村ごとに介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の方の人数に応じて、介護保険料の「基準額」が決められます（3年ごとに見直し）。市区町村によって費用や人数が異なるため、基準額も異なります。

名古屋市の介護保険料の基準額

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{名古屋市で介護保険のサービスに必要な費用} \times \text{65歳以上の方の負担分(23\%)}}{\text{名古屋市にお住まいの65歳以上の方の人数}}$$

基準額(年額) 83,403円

令和7年度の 介護保険料の決まり方



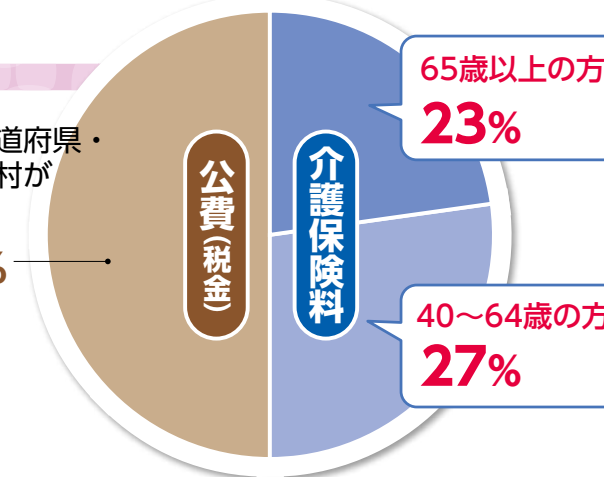
介護保険の財源（令和6～8年度）

65歳以上の方の負担分は、サービスに必要な費用の総額（利用者負担を除く）の23%と決められています。

みなさんが納める介護保険料は、介護保険を健全に運営するための大切な財源となっています。

国・都道府県・市区町村が負担

50%



財源の半分が介護保険料です！

令和6～8年度介護保険料額

●名古屋市では、介護保険料の額を所得などに応じて次の18段階に区分しており、低所得の方の負担が重くならないように配慮しています。

●消費税を財源とした公費投入により、第1段階・第2段階の年間保険料額を14,179円、第3段階の年間保険料額を16,680円、第4段階の年間保険料額を417円軽減しています。

保険料段階区分（令和7年度）		介護保険料（年額）
第1段階	●生活保護を受けている方等 (中国残留邦人等の支援給付を受けている方又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方を含む)	20,851円 (基準額×0.25)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	20,851円 (基準額×0.25)
第3段階		33,362円 (基準額×0.4)
第4段階		57,132円 (基準額×0.685)
第5段階	本人が市町村民税非課税で同じ世帯に市町村民税課税者あり	70,893円 (基準額×0.85)
第6段階		83,403円 (基準額)
第7段階	本人が市町村民税課税	87,574円 (基準額×1.05)
第8段階		91,744円 (基準額×1.1)
第9段階		104,254円 (基準額×1.25)
第10段階		125,105円 (基準額×1.5)
第11段階		141,786円 (基準額×1.7)
第12段階		158,466円 (基準額×1.9)
第13段階		175,147円 (基準額×2.1)
第14段階		191,827円 (基準額×2.3)
第15段階		208,508円 (基準額×2.5)
第16段階		225,189円 (基準額×2.7)
第17段階		241,869円 (基準額×2.9)
第18段階		258,550円 (基準額×3.1)

※実際に納めていただく介護保険料は10円未満を切り捨てた額となります。

介護保険料の納め方

受給している年金額によって「年金からの差し引き（特別徴収）」と「口座振替（自動払込）または納付書による納付（普通徴収）」に分かれます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から計算し、65歳になった翌月から納めます。

介護保険法の規定により、次の要件にあてはまる方は特別徴収によりお支払いいただくこととなります。被保険者の方が特別徴収か普通徴収かを選ぶことはできません。



年金が年額18万円以上の方 年金から差し引かれます（特別徴収）

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金のうち、いずれか1つでも年額18万円以上受給されている方は、年金が支給される際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

ただし、年額18万円以上の方でも、65歳になられた方や市外から転入された方などは、当初、口座振替（自動払込）または納付書により納付していただきます。特別徴収に変更となる前に通知書をお送りします。なお、手続きは必要ありません。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
前々年の所得等をもとに算定した年間保険料額の半分の額を3回に分けて納付します。			前年の所得等をもとに算定した年間保険料額から4月～9月までの保険料額を引いた残額を3回に分けて納付します。		

■年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に納付書などで納付することがあります。

- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年金が一時差し止めになったとき など

年金が年額18万円未満の方 納付書、口座振替で納付（普通徴収）

上記の特別徴収以外の方は、口座振替（自動払込）または納付書により納付していただきます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前々年の所得等をもとに算定した額を各月で納付します。			前年の所得等をもとに算定した年間保険料額から4月～6月までの保険料額を引いた残額を各月で納付します。								

普通徴収の方の介護保険料の納付は口座振替が便利です



- 預（貯）金通帳等口座番号を確認できるもの
- 口座届け印（オンライン申込の場合は不要）
- 介護保険被保険者証

これらを持って、預（貯）金口座のある金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局または区役所福祉課の窓口で手続きをしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としができなかった場合などは、納付書により納付していただきます。

今すぐオンラインで申し込みできます。詳しくはこちらから



介護保険料の納付の猶予・減免制度

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、介護保険料の納付にお困りの方は、申請により介護保険料の納付が猶予または減免されることがあります。

詳しい内容につきましては、お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課へお問合せください。

介護保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情もなく介護保険料を1年以上納めないと、その期間に応じて次のような措置がとられます。また、財産（預貯金や年金等）の差押えなどを受けることがあります。

- 1年以上滞納すると（納期限から1年経過） サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。区役所または支所に申請すると、後日、保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上滞納すると（納期限から1年6か月経過） 費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している介護保険料に充てられることがあります。
- 2年以上滞納すると（納期限から2年経過） サービスを利用するときの利用者負担が3割または4割※になったり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。
※利用者負担の割合が3割（P31参照）の方が滞納した場合、4割に引き上げられます。

40～64歳の方（医療保険加入者）の介護保険料

介護保険料の決め方

加入している医療保険によって算定方法が決められます。国民健康保険に加入している方は世帯ごとに40～64歳の方の人数と所得に応じて決められ、職場の健康保険などに加入している方は、給与および賞与に応じて決められます。

介護保険料の納め方

医療保険分の保険料に介護保険分の保険料を合わせて納めます。国民健康保険に加入している方は国民健康保険料として世帯主が納め、職場の健康保険に加入している方は、給与および賞与から徴収されます。

※40～64歳の被扶養者は、介護保険料を個別に納める必要はありません。

※40～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料につきましては、各医療保険者にお問合せください。

サービスを利用するために

介護や支援が必要と思ったら、いきいき支援センターや区役所・支所の窓口にご相談しましょう。

1 相談します

いきいき支援センターや区役所・支所の窓口で、利用したいサービスなどについて相談します。

介護サービス、
介護予防サービス
を利用したい方



サービス・活動事業
(介護予防・生活支援
サービス事業)
を利用したい方

2 要介護・要支援認定を申請します

介護サービス、介護予防サービスを利用したい方は、区役所・支所の窓口で申請します。(申請に利用者負担はありません)

※申請は本人や家族などのほか、いきいき支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

※窓口での申請のほか、オンラインでも申請することができます。

オンライン申請の詳細は
こちらを参照ください



申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証 (65歳以上の方の場合)

2 基本チェックリストを受けます

いきいき支援センターや区役所・支所の窓口で、心身や日常生活の状態など(生活機能)を調べる基本チェックリストを受けます。生活機能の低下がみられた場合は、事業対象者となります。

P10へ

基本チェックリストとは?

日常生活の状況および心身の状態に関する25項目の質問により、現在の状態を確認するものです。

また、あわせてお尋ねする13項目の質問により、介護が必要な状態の可能性を確認し、必要に応じて要介護・要支援認定の申請のご案内をします。

第1号被保険者(65歳以上の方)が対象となります。



認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は新規3カ月から12カ月、更新3カ月から48カ月です。

更新については有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

●交通事故等(第三者行為)によるサービスの利用について

交通事故など第三者行為が原因で介護保険のサービスを利用することになった場合、費用を介護保険が一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。該当する場合は、遅滞なく区役所・支所の窓口へ届け出てください。

3 認定調査を受けます

認定調査員に自宅を訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。調査結果はコンピュータで判定(一次判定)され、さらに主治医意見書とともに介護認定審査会で審査・判定(二次判定)されます。

認定調査員

認定調査のために名古屋市認定調査センターの調査員や名古屋市から委託された事業所のケアマネジャーなどが自宅を訪問します。

主治医意見書

生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

介護認定審査会

名古屋市が任命する保健、医療、福祉の学識経験者で行われる会議です。申請した方の介護の必要性について、いろいろな面から審査します。



4 認定結果が届きます

認定結果は、原則として申請から30日以内に通知されます。

要支援 1・2

介護予防サービスやサービス・活動事業(介護予防・生活支援サービス事業)を利用することで生活機能が改善する可能性の高い方

P10へ

要介護 1~5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な方

P10へ

非該当

要介護や要支援に認定されなかった方

※基本チェックリストを受けて、生活機能の低下がみられた場合は「事業対象者」としてサービス・活動事業(介護予防・生活支援サービス事業)を利用できます。

P10へ

ケアプランの作成

介護サービスを利用するには原則ケアプランの作成が必要です。

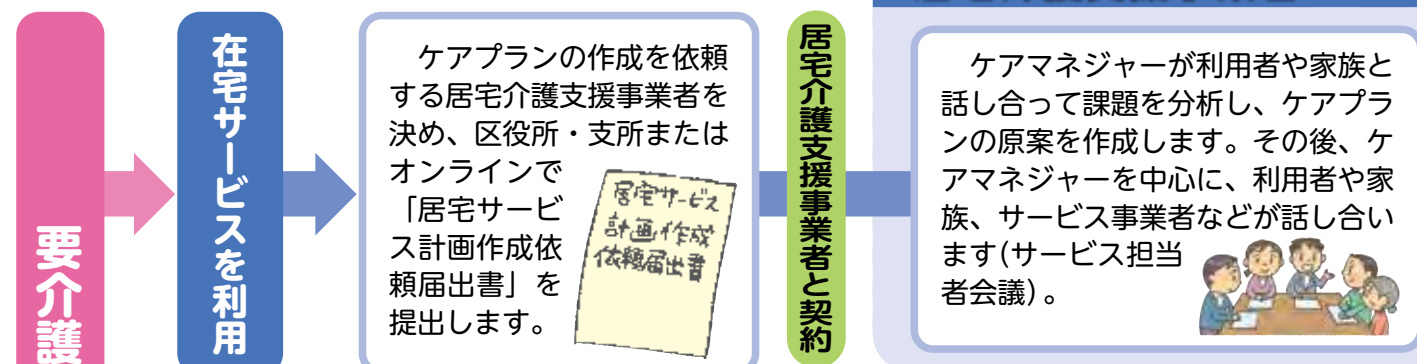
どのようなサービスが必要なのかを検討し、作成したケアプランに基づいてサービスを利用します。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて随時見直しができます。

※40～64歳の方は、要支援1・2の方のみサービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス事業）の利用ができます。

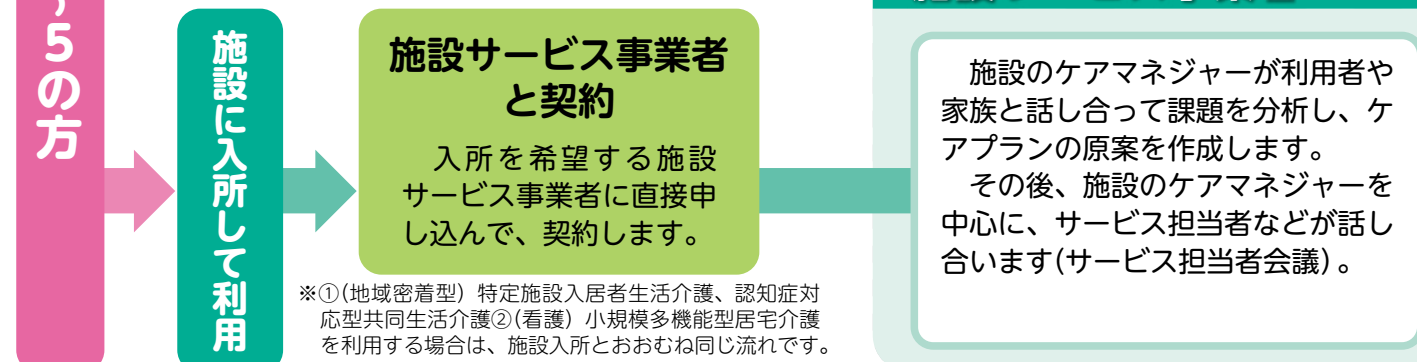
※事業対象者になった後でも要介護認定の申請ができます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。

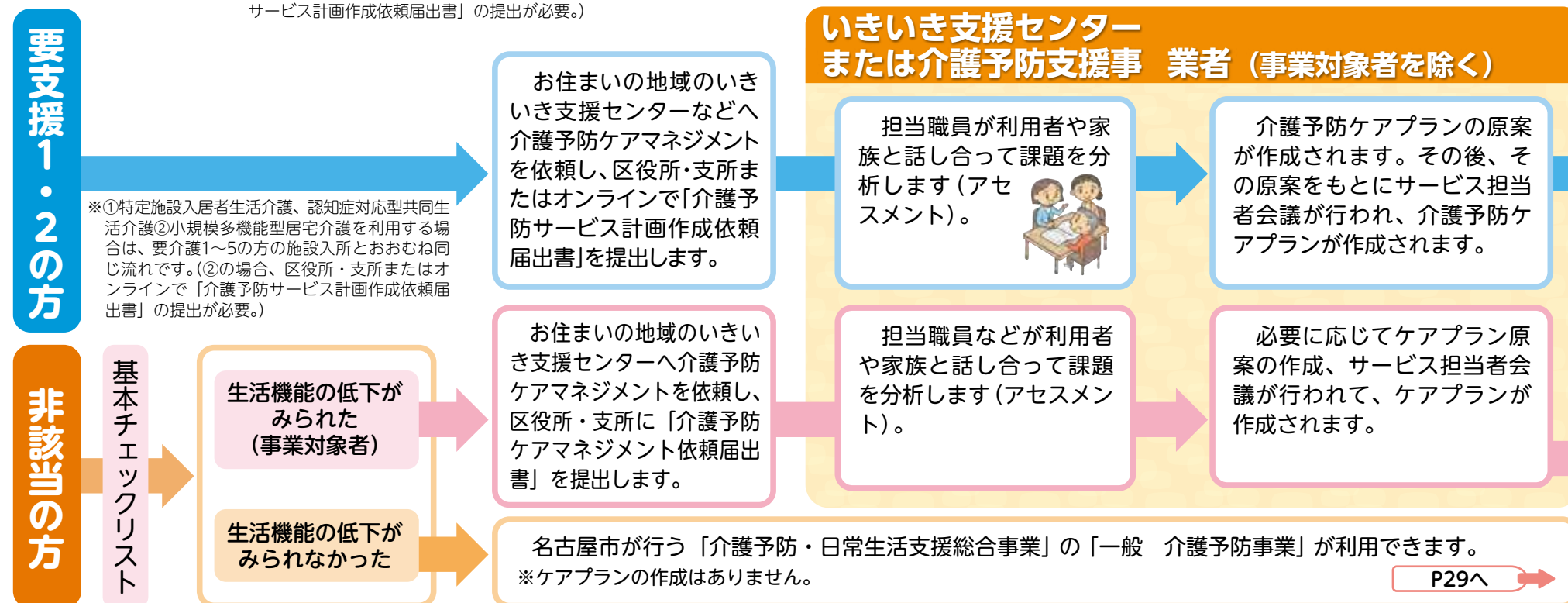
居宅介護支援事業者



施設サービス事業者



いきいき支援センターまたは介護予防支援事業者（事業対象者を除く）



居宅介護支援事業者

ケアマネジャーが在籍する事業者で、ケアプラン作成の窓口、要介護認定申請の代行、サービス事業者との連絡・調整などを行います。

ケアマネジャー 介護の知識を幅広く持った専門家です。

- 利用者や家族の相談に応じ、アドバイスします
- 利用者の状況に応じたケアプランを作成します
- サービス事業者との連絡や調整をします
- 施設入所を希望する方に施設を紹介します



いきいき支援センター



保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関です。

介護予防支援事業者

ケアマネジャーが在籍する事業者で、要支援者のケアプラン作成の窓口、要介護認定申請の代行、サービス事業者との連絡、調整などを行います。

サービス事業者と契約

サービス事業者と契約

利用するサービスによって契約

在宅サービスを利用
（地域密着型サービスも含む）



P13～へ

施設サービスを利用
（地域密着型サービスも含む）



P17・20～へ

介護予防サービスを利用
（地域密着型介護予防サービスも含む）



P14～へ

サービス・活動事業
（介護予防・生活支援サービス事業）を利用



P25～へ

サービスについて



介護保険のサービスにはいろいろな種類があります。
必要なときに必要なサービスを利用しましょう。

- 記載の利用者負担は目安であり、また、各種加算等の分は含んでいません。利用するサービスや施設の状況などにより各種加算等が生じますので、実際にお支払いいただく額はこれら各種加算等の分を加えたものになります。
- 訪問介護、通所介護（地域密着型含む）、短期入所生活介護（介護予防含む）は「共生型サービス」の対象です。

- …在宅サービス P13～19
- ◆…施設サービス P20・21
- ★…地域密着型サービス P22～24

こんなときは…

こんなサービスがあります！

自宅での家事や介護の手助けがほしいときは？

- 訪問介護／訪問型サービス P13
- 訪問入浴介護 P14
- 生活援助型配食サービス P14

自宅でリハビリや医療チェックをしてほしいときは？

- 訪問リハビリテーション P14
- 訪問看護 P14
- 居宅療養管理指導 P17

寝たきりでも自宅で入浴したいときは？

- 訪問入浴介護 P14

外に出て介護やリハビリを受けたり、みんなと交流したいときは？

- 通所介護／通所型サービス P15
- 通所リハビリテーション P15
- ★地域密着型通所介護 P22
- ★認知症対応型通所介護 P22

短期間、施設へ入所したいときは？

- 短期入所生活介護 P16
- 短期入所療養介護 P16

夜間に介護をしてほしいときは？

- ★夜間対応型訪問介護 P24
- ★定期巡回・随時対応型訪問介護看護 P24

自宅での介護環境を整えたいときは？

- 福祉用具貸与 P18
- 特定福祉用具販売 P18
- 住宅改修 P19

介護保険が適用される施設等へ入所したいときは？

- 特定施設入居者生活介護 P17
- ◆介護老人福祉施設 P20
- ◆介護老人保健施設 P20
- ◆介護医療院 P21
- ★認知症対応型共同生活介護 P22
- ★地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 P23
- ★地域密着型特定施設入居者生活介護 P24

状況に応じて利用するサービスを選びたいときは？

- ★小規模多機能型居宅介護 P23
- ★看護小規模多機能型居宅介護 P23

在宅サービス

自宅などで生活しながら利用できるサービスです。

●訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。なお、ペットの世話や留守番、預貯金の管理など、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象になりません。



要介護1～5の方 訪問介護

内 容	利用時間など	利用者負担（1割）の目安（1回につき）
身体介護が中心	30分以上1時間未満の場合	428円
生活援助が中心	45分以上の場合	244円
通院時の乗車・降車等介助		108円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

訪問型サービス（サービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス事業））

要支援1・2の方 事業対象者 P26へ

ホームヘルパーやボランティアなどが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。

基準や利用料など 名古屋市が基準や利用料などを設定します。

※介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、民間企業や地域住民やNPOなどによる多様なサービスがあります。

●介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。

要支援1・2の方 介護予防訪問入浴介護 要介護1～5の方 訪問入浴介護

	要介護度	利用者負担 (1割)の目安
1回につき	要支援 1・2	946円
	要介護 1～5	1,399円

●自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。

要支援1・2の方 介護予防訪問リハビリテーション 要介護1～5の方 訪問リハビリテーション

	要介護度	利用者負担 (1割)の目安
1回(20分以上)につき	要支援 1・2	323円
	要介護 1～5	334円

●看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けます。

要支援1・2の方 介護予防訪問看護



訪問看護の時間	利用者負担(1割)の目安(1回につき) (訪問看護ステーションから訪問の場合)	利用者負担(1割)の目安(1回につき) (病院・診療所から訪問の場合)
30分未満の場合	499円	423円
30分以上1時間未満の場合	878円	611円

要介護1～5の方 訪問看護

訪問看護の時間	利用者負担(1割)の目安(1回につき) (訪問看護ステーションから訪問の場合)	利用者負担(1割)の目安(1回につき) (病院・診療所から訪問の場合)
30分未満の場合	521円	441円
30分以上1時間未満の場合	910円	635円

※がん末期や難病の方、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

●弁当の配達とともに安否確認をするサービス

生活援助型配食サービス

自立した生活や栄養改善のため、1日1食を限度として、弁当の配達を行います。また、配達時に安否確認を行い、必要な場合には関係機関等に連絡させていただきます。

要介護1～5の方 生活援助型配食サービス

	1回あたりの 利用者負担(1割)の目安
1回	20円

※上記の費用は、安否確認等に要する費用であり、**弁当代は別途必要**です。

●通所して利用するサービス

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。

要介護1～5の方 通所介護

〈通常規模の事業所の場合〉

内 容	要介護度	利用者負担(1割)の目安(1回につき)
7時間以上8時間未満 の場合 (送迎を含む)	要介護 1	703円
	要介護 2	830円
	要介護 3	962円
	要介護 4	1,093円
	要介護 5	1,226円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。
※食費、日常生活費は別途負担となります。



通所型サービス(サービス・活動事業(介護予防・生活支援サービス事業))

要支援1・2の方 事業対象者 P27へ

通所介護施設などで、食事や入浴などの日常生活上の支援など、多様なサービスを行います。

基準や利用料など 名古屋市が基準や利用料などを設定します。

※介護予防通所介護に相当するサービスのほか、民間企業やNPOなどによる多様なサービスがあります。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。

要支援1・2の方 介護予防通所リハビリテーション

内 容	要介護度	利用者負担(1割)の目安
1カ月につき (送迎、入浴を含む)	要支援 1	2,457円
	要支援 2	4,579円

※食費、日常生活費は別途負担となります。



要介護1～5の方 通所リハビリテーション

〈通常規模の事業所の場合〉

内 容	要介護度	利用者負担(1割)の目安(1回につき)
7時間以上8時間未満 の場合 (送迎を含む)	要介護 1	826円
	要介護 2	978円
	要介護 3	1,133円
	要介護 4	1,316円
	要介護 5	1,494円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の方 介護予防短期入所生活介護

要介護1～5の方 短期入所生活介護

〈介護老人福祉施設〔併設型〕を利用の場合〉

要介護度	利用者負担（1割）の目安（1日につき）		
	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
要支援1	573円	489円	489円
要支援2	711円	608円	608円
要介護1	763円	653円	653円
要介護2	836円	728円	728円
要介護3	918円	807円	807円
要介護4	995円	883円	883円
要介護5	1,069円	958円	958円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。
※滞在費、食費、日常生活費は別途負担となります。

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

要支援1・2の方 介護予防短期入所療養介護

要介護1～5の方 短期入所療養介護

〈介護老人保健施設を利用の場合〉

要介護度	利用者負担（1割）の目安（1日につき）		
	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
要支援1	667円	619円	655円
要支援2	843円	776円	827円
要介護1	893円	805円	887円
要介護2	943円	856円	940円
要介護3	1,013円	923円	1,009円
要介護4	1,072円	981円	1,065円
要介護5	1,128円	1,037円	1,124円

※滞在費、食費、日常生活費は別途負担となります。



有料老人ホームなどに入居している方が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホーム（介護付有料老人ホーム）などに入居している要支援、要介護の方が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要支援1・2の方 介護予防特定施設入居者生活介護

要介護1～5の方 特定施設入居者生活介護

1カ月につき	要介護度	利用者負担（1割）の目安
	要支援1	6,059円
	要支援2	10,363円
	要介護1	17,945円
	要介護2	20,163円
	要介護3	22,481円
	要介護4	24,633円
	要介護5	26,917円

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

要支援1・2の方 介護予防居宅療養管理指導

要介護1～5の方 居宅療養管理指導

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

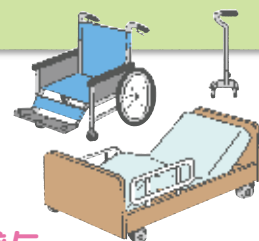
内 容	利用限度回数	利用者負担（1割）の目安（1回につき）
医師が行う場合	1カ月に2回	515円
歯科医師が行う場合	1カ月に2回	517円
医療機関の薬剤師が行う場合	1カ月に2回	566円
薬局の薬剤師が行う場合	1カ月に4回	518円
管理栄養士が行う場合	1カ月に2回	545円
歯科衛生士等が行う場合	1カ月に4回	362円



福祉用具をレンタル（貸与）するサービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。



要支援 1・2 の方 介護予防福祉用具貸与 要介護 1～5 の方 福祉用具貸与

対象となる福祉用具	要支援 1・2 要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5	
車いす（車いす付属品を含む）	×	●	●	利用できます
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	×	●	●	
床ずれ防止用具	×	●	●	
体位変換器	×	●	●	
手すり（工事をとみなさないもの）	●	●	●	一部利用できます ※尿のみを吸引するものは利用できます。
スロープ（工事をとみなさないもの）	●	●	●	
歩行器	●	●	●	
歩行補助つえ	●	●	●	
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●	原則として利用できません ※必要と認められた場合は例外的に利用できる場合があります。
移動用リフト（つり具の部分を除く）	×	●	●	
自動排泄処理装置	▲	▲	●	

- 機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。
 - 商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。
- 貸与の対象となる用具のうち、スロープ（可搬型のものを除く）、歩行器（歩行車を除く）、歩行補助つえ（カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、プラットフォームクラッチ及び多点杖に限る）は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

サービス費用のめやす

レンタル費用（用具の機種や事業者などによって異なります）の1割、2割、または3割※を負担します。

※利用者負担の割合はP31を参照ください。

福祉用具の購入費が支給されるサービス

特定福祉用具販売

申請が必要です ※区役所・支所の窓口での申請のほか、オンラインでも申請することができます。



入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

要支援 1・2 の方 特定介護予防福祉用具販売 要介護 1～5 の方 特定福祉用具販売

対象となる福祉用具	
●腰掛便座 ●入浴補助用具 ●自動排泄処理装置の交換可能部品	
●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分 ●排泄予測支援機器	
●スロープ（可搬型のものを除く） ●歩行器（歩行車を除く）	
●歩行補助つえ（カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、プラットフォームクラッチ及び多点杖に限る）	

福祉用具購入費の支給について支払い方法は2通りあります。

★都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。

【償還払い方式】 いったん購入費全額を利用者が支払い、後日申請により、同年度で10万円を上限（ただし、利用者負担分の1割、2割、または3割※は差し引かれます）に購入費が支給されます。

【受領委任払い方式】 登録事業所を利用する場合、利用者は費用の1割～3割※を事業所に支払います。

※利用者負担の割合はP31を参照ください。

環境改善のための住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

住宅改修

事前に申請が必要です

※区役所・支所の窓口での申請のほか、オンラインでも申請することができます。

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

要支援 1・2 の方 介護予防住宅改修費支給 要介護 1～5 の方 住宅改修費支給

住宅改修できる対象

- 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え

※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。



住宅改修費の支給について支払い方法は2通りあります。

★原則、事前に申請がない場合は、住宅改修費は支給されません。

【償還払い方式】

いったん改修費全額を利用者が支払い、後日20万円を上限（ただし、利用者負担分の1割、2割、または3割※は差し引かれます）に改修費が支給されます。

【受領委任払い方式】

登録事業所を利用する場合、利用者は費用の1割～3割※を事業所に支払います。

※利用者負担の割合はP31を参照ください。

手続きの流れ【償還払い方式（後から払い戻される）の場合】

相談・検討

- 区役所福祉課または支所区民福祉課の窓口やケアマネジャーに相談します。

申請

- 改修を始める前に、区役所福祉課または支所区民福祉課の窓口にて、住宅改修が必要な理由書や申請書、改修予定箇所の写真（日付入り）等、必要書類を提出し、改修の申請をします。

改修・支払い

- 区役所福祉課または支所区民福祉課の審査結果を受けてから着工します。
- 改修後、写真を撮影します（日付入り）。
- 改修費用をいったん全額自己負担して事業所に支払います。

払い戻し（改修完了）の手続き

- 改修が完了したら、区役所福祉課または支所区民福祉課の窓口にて写真や領収書等を提出し、改修が終わったことを伝えます。

払い戻し

- 改修が介護保険の対象であると認められた場合、改修代金の9割～7割が支給されます。

施設サービス

生活全般の介護が必要な方が利用する施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。



要介護3～5の方 介護老人福祉施設

利用者負担（1割）の目安（1カ月につき）

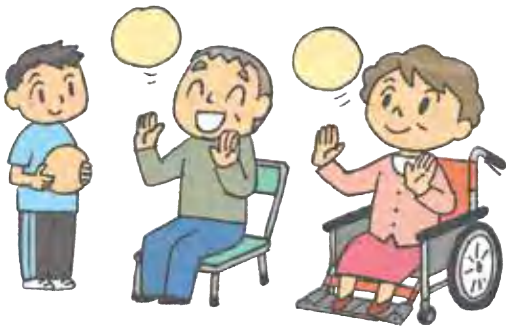
要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1 ※	22,183円	19,501円	19,501円
要介護 2 ※	24,500円	21,819円	21,819円
要介護 3	26,983円	24,235円	24,235円
要介護 4	29,334円	26,553円	26,553円
要介護 5	31,619円	28,837円	28,837円

※新規に入所できるのは原則として要介護3～5の方です。
（やむを得ない事情がある場合、要介護1、2の方も入所を認められる場合があります。）
※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

在宅復帰を目指す方が利用する施設

介護老人保健施設

状態が安定している方が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。



要介護1～5の方 介護老人保健施設

利用者負担（1割）の目安（1カ月につき）

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	26,553円	23,739円	26,255円
要介護 2	28,076円	25,262円	27,910円
要介護 3	30,228円	27,414円	30,062円
要介護 4	32,049円	29,235円	31,817円
要介護 5	33,704円	30,857円	33,506円

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設で、2つの類型があります。

- ・Ⅰ型は重篤な身体疾患を抱える方を対象とした施設です。
- ・Ⅱ型はⅠ型に比べ、容体が比較的安定した方を対象とした施設です。



要介護1～5の方 介護医療院

利用者負担（1割）の目安（1カ月につき）〈Ⅰ型の場合〉

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	28,142円	23,871円	27,579円
要介護 2	31,784円	27,546円	31,221円
要介護 3	39,697円	35,426円	39,134円
要介護 4	43,041円	38,803円	42,478円
要介護 5	46,087円	41,816円	45,524円

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

利用者負担（1割）の目安（1カ月につき）〈Ⅱ型の場合〉

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	28,109円	22,348円	26,023円
要介護 2	31,486円	25,527円	29,235円
要介護 3	38,836円	32,479円	36,154円
要介護 4	41,948円	35,393円	39,101円
要介護 5	44,796円	38,041円	41,750円

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

■部屋のタイプについて

- 従来型個室……ユニットを構成しない個室
- 多床室……ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室……ユニットを構成する個室
- ユニット型個室的多床室……ユニットを構成し、壁と天井の間にすき間がある部屋

- ・個室……壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
- ・ユニット……少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できます。原則、名古屋市民の方のみ利用できます。

● 認知症の方が共同生活しながら利用できるサービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。



〈2ユニット以上の場合〉

	要介護度	利用者負担（1割）の目安
1カ月につき	要支援 2	24,798円
	要介護 1	24,931円
	要介護 2	26,090円
	要介護 3	26,884円
	要介護 4	27,414円
	要介護 5	27,977円

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

要支援2の方

介護予防認知症対応型
共同生活介護

※要支援1の方は利用できません。

要介護1～5の方

認知症対応型共同生活介護

● 日中通所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の方

地域密着型通所介護

内 容	要介護度	利用者負担（1割）の目安（1回につき）
7時間以上 8時間未満 の場合 〈送迎を含む〉	要介護 1	805円
	要介護 2	951円
	要介護 3	1,103円
	要介護 4	1,252円
	要介護 5	1,402円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。
※食費、日常生活費は別途負担となります。

認知症対応型通所介護

認知症の方を対象にした通所介護。認知症対応型通所介護事業所などで、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の方

介護予防認知症対応型
通所介護

要介護1～5の方

認知症対応型通所介護

〈単独型を利用する場合〉

内 容	要介護度	利用者負担（1割）の目安（1回につき）
7時間以上 8時間未満 の場合 〈送迎を含む〉	要支援 1	933円
	要支援 2	1,041円
	要介護 1	1,077円
	要介護 2	1,194円
	要介護 3	1,311円
	要介護 4	1,429円
	要介護 5	1,546円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

● 通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

要支援1・2の方

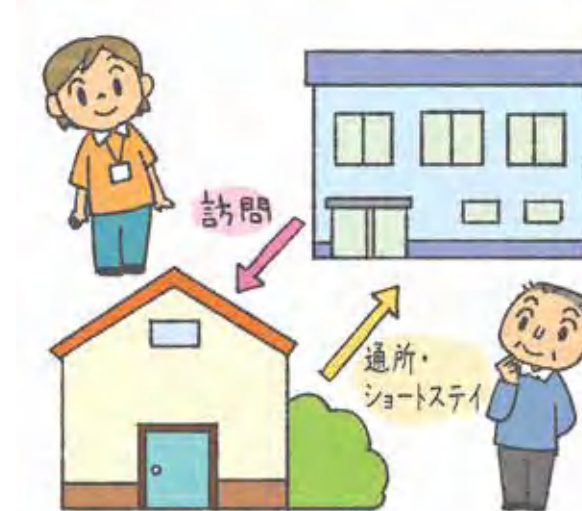
介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の方

小規模多機能型居宅介護

	要介護度	利用者負担（1割）の目安
1カ月につき	要支援 1	3,737円
	要支援 2	7,551円
	要介護 1	11,326円
	要介護 2	16,646円
	要介護 3	24,215円
	要介護 4	26,726円
	要介護 5	29,468円

※食費、宿泊費、日常生活費は別途負担となります。



● 小規模な介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームに入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

要介護3～5の方

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

〈ユニット型個室を利用する場合〉

	要介護度	利用者負担（1割）の目安
1カ月につき	要介護 1※	22,580円
	要介護 2※	24,931円
	要介護 3	27,414円
	要介護 4	29,831円
	要介護 5	32,148円

※新規入所は原則として要介護3～5の方が対象です。
（やむを得ない事情がある場合、要介護1、2の方も入所を認められる場合があります。）
※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

● 複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な方がサービスを受けられます。

要介護1～5の方

看護小規模多機能型居宅介護

	要介護度	利用者負担（1割）の目安
1カ月につき	要介護 1	13,481円
	要介護 2	18,861円
	要介護 3	26,513円
	要介護 4	30,071円
	要介護 5	34,015円

※食費、宿泊費、日常生活費は別途負担となります。

●24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携を取って、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

要介護1～5の方 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

〈一体型（訪問介護・訪問看護を同じ事業者で一体的に提供）を利用する場合〉

1カ月につき	要介護度	利用者負担（1割）の目安 （訪問看護を利用しない場合）	利用者負担（1割）の目安 （訪問看護を利用する場合）
	要介護1	6,018円	8,781円
	要介護2	10,741円	13,717円
	要介護3	17,835円	20,938円
	要介護4	22,561円	25,811円
	要介護5	27,285円	31,270円

●小規模な介護専用型特定施設でのサービス

地域密着型特定施設
入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどのうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する方が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要介護1～5の方 地域密着型特定施設
入居者生活介護

1カ月につき	要介護度	利用者負担 （1割）の目安
	要介護1	18,077円
	要介護2	20,329円
	要介護3	22,679円
	要介護4	24,831円
	要介護5	27,149円

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

●夜間の訪問介護サービス

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、定期巡回や通報システムによるオペレーションセンターサービス、随時訪問による夜間専用の訪問介護を受けられます。



要介護1～5の方 夜間対応型訪問介護

〈オペレーションセンターを設置している場合〉

内 容	利用者負担 （1割）の目安
基本夜間対応型訪問介護費	1,093円／月
定期巡回サービス	411円／回
随時訪問サービス	627円／回

介護予防・日常生活支援
総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。「サービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス事業）」と「一般介護予防事業」の2つがあり、サービス事業者のほか、民間企業、ボランティア、住民主体による介護予防のサービスを利用できます。



介護予防・日常生活支援総合事業

サービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス事業）

対象者

●要支援1・2の方

●事業対象者

（基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた方）

※40～64歳の方は、基本チェックリストの判定によるサービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス事業）の利用はできないため、要介護認定の申請をして要支援1・2の認定を受ける必要があります。

※事業対象者になった後でも要介護認定の申請をすることができます。

一般介護予防事業

対象者

●65歳以上のすべての方



※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

サービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス事業）

介護が必要な状態になることを予防し、自立した生活を目指した生活支援のサービスです。心身の状態に応じて適切なサービスが受けられます。

●記載の利用者負担は目安であり、また、各種加算等の分は含んでいません。利用するサービスや施設の状態などにより各種加算等が生じますので、実際にお支払いいただく額は、これら各種加算等の分を加えたものになります。

訪問サービス

予防専門型訪問サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問し、生活機能の維持・向上を図るために、身体介護及び掃除・洗濯等の生活支援を受けていただくサービスです。

要支援1・2の方

事業対象者

※ただし、心身の状態から当サービスの利用が適切であると認められた方が対象です。

1カ月あたりの利用者負担（1割）の目安

週1回程度	1,300円
週2回程度	2,596円
週2回超	4,119円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。

生活支援型訪問サービス

ホームヘルパーや名古屋市が開催する介護や生活支援の技術を学ぶ研修を修了した方が自宅を訪問し、自立を目指した計画のもと、掃除・洗濯・調理等の生活支援を受けていただくサービスです。

要支援1・2の方

事業対象者

1カ月あたりの利用者負担（1割）の目安

週1回程度	1,176円
週2回程度	2,352円
週2回超	3,528円

地域支えあい型訪問サービス

地域の元気な高齢者を中心としたボランティアが自宅を訪問し、ゴミ出しや電球の交換等の、日常のちょっとした困りごとに対する生活支援を受けていただくサービスです。

要支援1・2の方

事業対象者

利用者負担はありません。なお、地域支えあい手帳（※）の交付にあたっては、実費300円が必要となります。※サービスの利用説明を掲載しており、サービスの利用を記録いただくものです。

●お住まいの地域によっては、提供できない場合があります。（現在、全市での展開を目指し、順次、実施地域を拡大しています。）

短期集中予防型訪問サービス

専門職が自宅を訪問し、転倒骨折の予防を図ることを目的に運動や生活動作、生活環境等改善の指導を受けていただくサービスです。

要支援1・2の方

事業対象者

※要介護状態区分等に該当するだけでなく、運動器の機能低下等が認められること等の要件があります。

利用者負担

利用者負担はありません。

訪問サービスのうち、「予防専門型訪問サービス」と「生活支援型訪問サービス」は、併用できません。

通所サービス

予防専門型通所サービス

施設 デイサービスセンター等

内容 食事・入浴などの介護や機能訓練を受けていただくサービスです。

要支援1・2の方

事業対象者

※ただし、心身の状態から当サービスの利用が適切であると認められた方が対象です。

1カ月あたりの利用者負担（1割）の目安

週1回程度	1,921円
週2回程度〈要支援2の方のみ〉	3,868円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。



ミニデイ型通所サービス

施設 デイサービスセンター等

内容 自立した生活を目指して『いきいき元気プログラム』（P28）を活用した機能訓練等を受けていただくサービスです。（原則6カ月間）

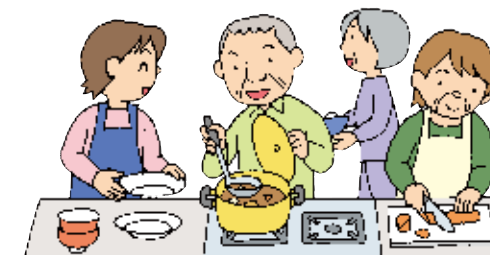
要支援1・2の方

事業対象者

1カ月あたりの利用者負担（1割）の目安

週1回〈原則6カ月間〉	1,581円
-------------	--------

※食費は別途負担となります。



運動型通所サービス

施設 デイサービスセンターや老人保健施設、フィットネスクラブ等

内容 転倒予防や足腰の筋力保持のため、自宅でもできる軽い運動や体操などを行います。（原則6カ月間）

●サービスの中に「送迎」は含まれません。

要支援1・2の方

事業対象者

1回あたりの利用者負担（1割）の目安

週1回〈原則6カ月間〉	274円
-------------	------

※食費は別途負担となります。



通所サービスは併用できません。（いずれか1つのサービスをご利用いただけます。）

生活支援サービス

自立支援型配食サービス

内容

自立した生活や栄養改善等のため、1日1食を限度として、自宅に弁当の配達を行います。あわせて、配達時に安否確認を行い、必要な場合には関係機関に連絡させていただきます。

要支援1・2の方

事業対象者

1回あたりの利用者負担（1割）の目安

1回	20円
----	-----

上記の費用は、安否確認等に要する費用であり、**弁当代は別途必要**です。



『いきいき元気プログラム』

心と身体の維持・改善を目指します!!!!

●プログラム内容

ウォーミングアップ

自宅でも簡単にしやすい体操で、体を温めて動かしやすい状態にします。

アセスメント

体力測定等を行い、体の状態を確認します。

運動（脳活運動）

グループで運動しながら、計算やじゃんけん等、ルールに沿って頭を使います。

栄養

栄養バランスのよい食事や簡単な調理法について学び、実生活に取り入れられるよう支援します。

口腔

お口の体操を行い、嚥む力や唾液を増やし、「食べる楽しみ」を維持・継続できるよう支援します。

セルフチャレンジプログラム

それぞれ一人ひとりが目標を立て、自分らしく楽しく取り組みます。

●運動・栄養・口腔分野などの専門家が検討して作った本市独自のプログラムです。

介護を予防する取り組みの中でも、認知症の予防に効果があるといわれる内容を取り入れています。そして、心と体の両方に働きかけることができるよう、さまざまな内容を効果的に組み合わせています。

参加人数

少人数のグループで楽しく行います。

実施期間

目安は、6カ月間（週1回）とします。

●プログラム参加者の声

日ごろ食べていない食材がわかったことで、心がけて食べるようになりました。(74歳)



自宅でも運動を繰り返すようにすると、トイレでの立ち上がりもスムーズになりました。(76歳)



ウォーミングアップを続けていくと、肩や膝の痛みも抑えられました。(82歳)

一般介護予防事業

高齢者の方が介護予防の活動に取り組んでいただけるよう、介護予防や認知症予防の知識を学ぶ教室を開催するもので、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる「通いの場」を提供しています。

●教室・施設などの開催日時は、それぞれのお問合せ先へお尋ねください。

対象者

65歳以上のすべての方

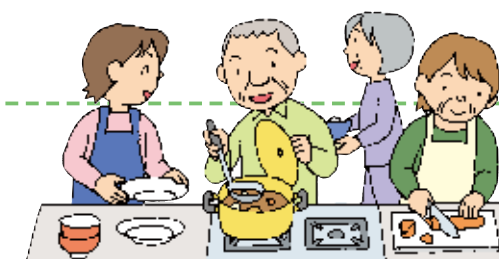
利用者負担

利用者負担はありません。（ただし、教材費や宿泊費等の実費負担は別途必要です。）

●保健センター

いきいき教室

各区の保健センター等において、認知症予防や運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教室や講演会等を開催しています。



◆お問合せ先：各区の保健センター ▶ P45

●福祉会館

認知症予防教室

各区の福祉会館では、認知症予防のための運動を行っています。また、認知症予防に役立つ知識や活動について学ぶ教室を開催しています。

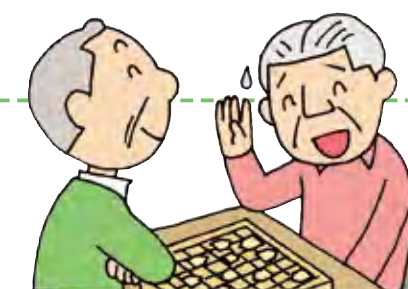


◆お問合せ先：各区の福祉会館 ▶ P45

●コミュニティセンター

高齢者はつらつ長寿推進事業

コミュニティセンターなど身近な場所において、レクリエーションや趣味の教室等を通じて仲間づくりのできるプログラムを行っています。



◆お問合せ先：各区の社会福祉協議会 ▶ P45

●大学で

なごや健康カレッジ

健康づくりのきっかけとなるよう、大学と連携して科学的根拠を重視した、楽しく続けられる健康づくり講座を開催しています。

◆お問合せ先：健康福祉局 健康増進課 ☎263-3126

●身近な場所で

高齢者サロン

高齢者の方が、身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流できる場所です。地域の住民の方などが高齢者サロンを開催しています。

◆お問合せ先：各区社会福祉協議会 ▶ P45



Check Point

高齢者サロンって？

Q どんなことをしているの？

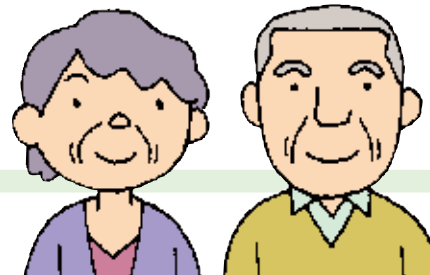
A おしゃべりや情報交換、茶話会、食事会、体操、ゲーム、季節の行事など、参加者が楽しめる内容が用意されています。

Q どんなところでやっているの？

A コミュニティセンターや集会所、個人宅など、色々な場所で開かれています。

Q いつ開かれていますの？

A 月1～2回など、定期的に行われています。高齢者サロンによって開催の頻度や回数が異なります。



「高齢者サロン」は、誰でも参加できる、まるで地域の『お茶の間』のようなところ。お近くでお気に入りの場所が見つかるかもしれません。ぜひ足を運んでみてください。

サービスの利用者負担

利用者はケアプランにもとづいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

利用者負担の割合

利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割、2割、または3割です。

利用者負担の割合

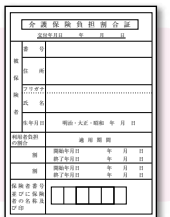
3 割	①②の両方に該当する方 ① 本人の合計所得金額 ^{※1} が220万円以上 ② 同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入 ^{※2} +合計所得金額 ^{※1} （年金収入に係る所得分を除く）」の合計が ・同じ世帯に本人以外に65歳以上の方がいない場合=340万円以上 ・同じ世帯に本人以外に65歳以上の方がいる場合=463万円以上
2 割	上記「3割」の対象とならない方で①②の両方に該当する方 ① 本人の合計所得金額 ^{※1} が160万円以上 ② 同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入 ^{※2} +合計所得金額 ^{※1} （年金収入に係る所得分を除く）」の合計が ・同じ世帯に本人以外に65歳以上の方がいない場合=280万円以上 ・同じ世帯に本人以外に65歳以上の方がいる場合=346万円以上
1 割	上記以外の方 ・64歳以下の方、市町村民税非課税の方、生活保護受給者等は上記にかかわらず1割負担です。

※1 合計所得金額とは、前年の1月から12月までの1年間の総所得金額（事業所得、給与所得、雑所得など）、土地・建物等の譲渡所得金額（特別控除後）、上場株式等の配当所得金額、株式等の譲渡所得金額などの合計額（損失の繰越控除前）をいいます。なお、平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げなかった場合と同額に調整して計算します。

※2 年金収入についてはP4を参照して下さい。

介護保険負担割合証

要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。



支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

例 要介護1の方が、20万円のサービスを利用した場合（1割負担の場合）



おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1カ月の支給限度額
事業対象者・要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記は目安であり、利用するサービスによって異なります。

利用者負担の軽減について

●介護（介護予防）サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担（利用者負担の割合についてはP31参照）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。



■利用者負担の上限（1カ月）

利用者負担段階区分	限度額（世帯合計）
●課税所得690万円以上※1	140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満※1	93,000円
●課税所得380万円未満※1※2	44,400円
●市町村民税非課税世帯等	24,600円
●合計所得金額※3（年金収入に係る所得分を除く）および年金収入※4の合計が80万9千円以下の方 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円（個人） 15,000円

※1 世帯内の最も所得の高い第一号被保険者（本人含む）の課税所得となります。

※2 課税世帯において、世帯内の被保険者が第二号被保険者のみの場合の限度額は44,400円とします。

※3 合計所得金額についてはP31を参照して下さい。

※4 年金収入についてはP4を参照して下さい。

■区役所・支所またはオンラインで申請が必要です。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月の算定分）

所得 （基礎控除後の 総所得金額等）	70歳未満の方 （※2）	所得区分	70～74歳の方、 後期高齢者医療制度で医療を 受ける方（※1）
901万円超	212万円	一定以上所得がある世帯 課税所得690万円以上	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円
市町村民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ★	19万円

★低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、低所得Ⅱの限度額が適用されます。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

●支給対象となる方は医療保険の窓口へ申請が必要です。

●世帯に※1の方と※2の方が混在する場合には、まず※1の方にかかる負担額に区分の限度額が適用された後、なお残る負担額と※2の方にかかる負担額を合算した額に※2の区分の限度額が適用されます。

施設サービス、短期入所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用したサービスの費用

施設を利用したサービスの場合、利用者負担割合（1割、2割、または3割）分の他に、居住費等、食費、日常生活費等が利用者の負担となります。



基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■居住費等・食費の基準費用額〈1日につき〉

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 697円(※) (915円)	1,445円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は（ ）内の金額になります。

※介護老人保健施設・介護医療院の多床室において室料負担が発生する場合の費用です。

居住費等・食費が軽減される場合があります **申請が必要です**

低所得者の方が経済的理由で介護保険施設が利用できないことがないよう、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。超えた分は介護保険の「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。あらかじめ区役所福祉課・支所区民福祉課またはオンラインで申請し、発行された負担限度額認定証を、利用する介護保険施設へ提示する必要があります。

■負担限度額〈1日あたり〉

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	生活保護受給者等、 世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金 受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入 （遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と 合計所得金額※（年金収入に係る所得分を除く） の合計が80万9千円以下の方	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3 段階 ①	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入 （遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と 合計所得金額※（年金収入に係る所得分を除く） の合計が80万9千円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3 段階 ②	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入 （遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と 合計所得金額※（年金収入に係る所得分を除く） の合計が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

●第1～3段階に該当しない方でも特例的に第3段階が適用される場合があります。詳しくは区役所・支所の窓口へお問い合わせください。

※合計所得金額についてはP31を参照して下さい。

上の表に当てはまっても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- ①世帯全員が市町村民税非課税でも別世帯の配偶者が市町村民税課税の場合
- ②世帯全員が市町村民税非課税（別世帯の配偶者も非課税）でも下記の利用者負担段階別の預貯金等を超える場合

・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
ただし、生活保護等受給者については預貯金等の要件はありません

・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合

・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合

・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず、単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合に支給対象となりません。

認知症高齢者グループホーム居住費助成 申請が必要です

認知症高齢者グループホームを利用する、一定の要件等を満たす方（預貯金等が一定額※1以下であり以下の要件に該当する方※2）に対して、居住費（家賃・光熱水費）を助成します。

あらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、発行された助成認定証を、サービスを利用するグループホームへ提示する必要があります。

所得要件	助成額
市町村民税非課税世帯※3で、本人の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）※4の合計が80万9千円以下の方	20,000円／月 （上限）
市町村民税非課税世帯※3で、本人の年金収入（遺族年金・障害年金等の非課税年金を含む）と合計所得金額（年金収入に係る所得分を除く）※4の合計が80万9千円を超える方	10,000円／月 （上限）

※1 単身で1,000万円、夫婦で2,000万円です。

※2 生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者については、助成の対象になりません。

※3 別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も判定に含みます。

※4 合計所得金額については、P31を参照して下さい。

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度（社福軽減） 申請が必要です

生活保護受給者もしくは、中国残留邦人等支援給付受給者（以下、生活保護受給者等という。）または市町村民税非課税世帯で世帯収入や預貯金等が一定条件にあてはまる方については、軽減を実施している社会福祉法人等が利用者負担を減額する制度があります。

あらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、発行された社福軽減の確認証を、サービスを利用する施設等へ提示する必要があります。

軽減を実施している社会福祉法人及び名古屋市が行っている以下のサービスについて、利用者負担（1割）、居住費（滞在費）および食費の一部が減額されます。生活保護受給者等については、特別養護老人ホームまたは（介護予防）短期入所生活介護における個室の居住費（滞在費）が全額軽減されます。

対象サービス

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）

●短期入所生活介護（ショートステイ）*

●訪問介護（ホームヘルプ）

●予防専門型訪問サービス

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

●夜間対応型訪問介護

●通所介護（デイサービス）

●地域密着型通所介護（デイサービス）

●予防専門型通所サービス

●認知症対応型通所介護*

●小規模多機能型居宅介護*

●看護小規模多機能型居宅介護

*は介護予防を含む

災害等による負担の減免制度 申請が必要です

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期間入院したことなどにより、利用者負担の支払いにお困りの方は、申請により利用者負担（1割～3割）が減免されることがあります。区役所福祉課または支所区民福祉課へお問合せください。

障害者ホームヘルプサービスを利用していた方などの負担軽減の支援措置 申請が必要です

65歳となり介護保険適用となった方で、その前おおむね1年間障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方または特定疾病を原因とした障害によって要介護認定等を受けた40歳～64歳の方で、障害福祉サービスにおいて、生活保護を必要としなくなるよう、負担額を0円とされている方については、訪問介護、夜間対応型訪問介護及び予防専門型訪問サービスの利用者負担が減額されます。

あらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、発行された減額認定証を、サービスを利用する事業所等へ提示する必要があります。

新高額障害福祉サービス等給付費

65歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた障害者が一定の要件を満たす場合に、介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担額が軽減されます。

償還払いの申請により後日、市から支給します。詳しい内容につきましては、お住まいの区の区役所福祉課または支所区民福祉課へお問い合わせください。

所得税、市・県民税の障害者控除対象者認定 申請が必要です

65歳以上のねたきりや認知症等の方が、申請により社会福祉事務所の障害者控除対象者認定を受けた場合は、所得税や市・県民税の障害者控除の対象となり、所得金額から一定額が控除されます。

申請については、お住まいの区の福祉課（または支所区民福祉課）で行ってください。（身体障害者手帳などにより障害者控除が受けられる方は、申請は不要です。）

区 分		障害者	特別障害者	
対象者※1		①軽度・中度の認知症の方 ②身体障害者3～6級に準ずることが明らかな方※2	③重度の認知症の方 ④身体障害者1,2級に準ずることが明らかな方※2 ⑤6か月以上ねたきりで食事・排せつ等の日常生活に支障がある方	
控除額	所得税	27万円	40万円	（同居の場合※3）75万円
	市・県民税	26万円	30万円	（同居の場合※3）53万円

※1 上記①～⑤の認定基準と要介護・要支援認定の基準は異なりますが、要介護・要支援認定を受けている方は障害者控除の対象となる場合があります。

※2 上記②、④の身体障害者に準ずる方については、四肢の欠損、ほとんど目が見えない方及びほとんど耳が聞こえない方で、その障害の程度が明らかな場合に控除認定の対象となる場合があります。身体障害者手帳の取得が可能な場合は手帳の取得をお勧めします。

※3 同居している同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者に該当する場合

ハラスメントのない 介護現場をめざして

近年、介護現場において、利用者やそのご家族等からの介護従事者に対するハラスメントが問題になっています。

ハラスメントは、受けた人の尊厳や人格を傷つけるだけでなく、介護従事者が安心してサービス提供を続けることを難しくし、安定的な介護事業の運営を妨げるものです。

ハラスメントを防止することは、利用者が安心して継続的に介護サービスを受けることにもつながりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

こうした行為が
ハラスメント
になります！



体を叩く



唾を吐く



大声で怒鳴る



威圧的に文句を言い続ける



過度な謝罪を強要する



理不尽なサービスの要求



体を触る



卑猥な言動をする

ハラスメントとは

1 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避して危害を免れた場合も含みます）

例 ものを投げつける、唾を吐く、叩く、蹴る、つねる、ひっかく等

2 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為

例 大声を出す、怒鳴る、「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する、威圧的な態度で文句を言う、土下座など過度な謝罪を要求する等

3 セクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

例 必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、ヌード写真を見せる、卑猥な言動をする等



- 介護従事者の4～7割がこれまでに利用者からのハラスメントを受けた経験があり、1～3割が利用者の家族等からハラスメントを受けた経験があります。
- また、ハラスメントを受けたことにより、ケガをしたり病気となった職員は1～2割、仕事を辞めたいと思ったことのある職員は、2～4割となっています。
- 高齢化が進み介護需要が高まる一方、介護人材は不足しています。介護従事者が安心して働くことができるハラスメントのない介護現場を実現することが、安定的な介護サービスの提供にもつながります。
- なにより、介護従事者もひとりの人間であり、尊厳や人格を尊重されるべき存在です。
- 介護サービスの適正な利用にご理解とご協力をお願いいたします。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

※『介護現場におけるハラスメント対策マニュアル』（平成31年3月発行厚生労働省補助事業）を参考に作成



名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業について

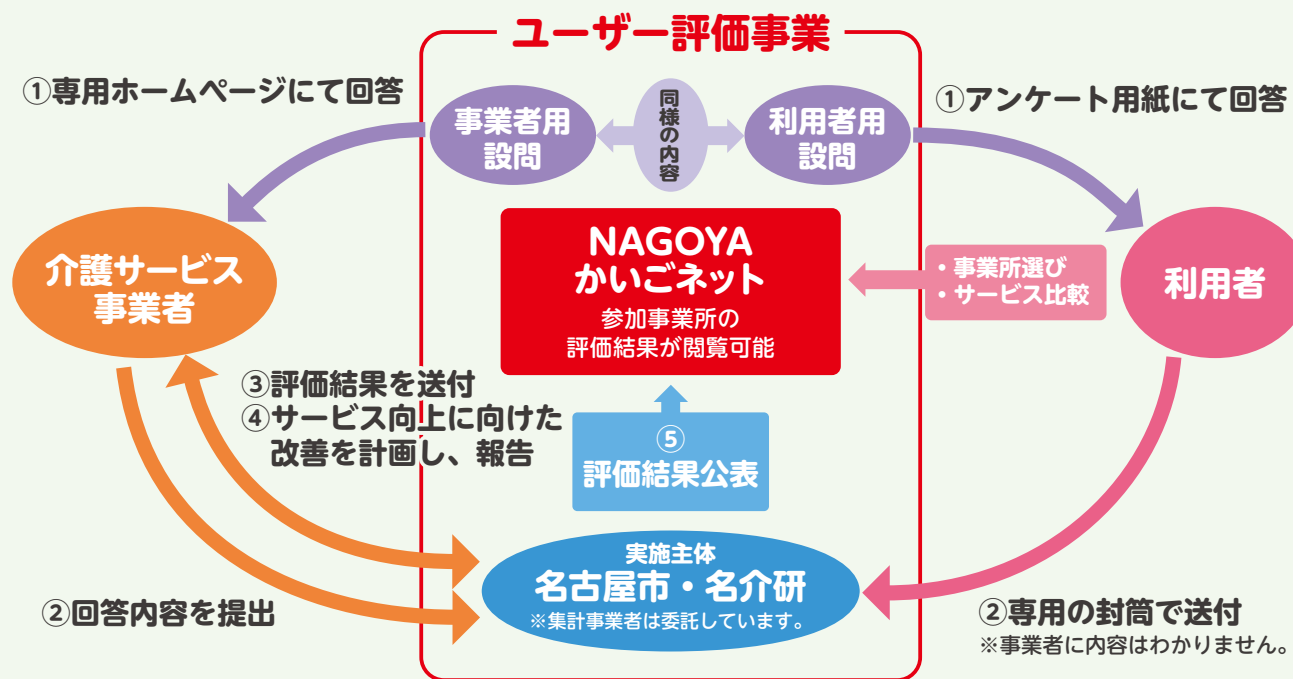
共催事業：名古屋市／名古屋市介護サービス事業者連絡研究会（名介研）

高齢者福祉サービスでは、社会福祉法や老人福祉法、介護保険法において「福祉・介護サービスの質の評価についての努力義務」が規定されています。本市では、介護保険サービスがはじまった2000年から独自に評価事業を行っており、これまで20年以上に渡り、介護保険サービスの質の向上を目的に実施しています。

また、この評価事業は、厚生労働省が定めている第三者評価制度とは異なり、事業者における評価のみならず、介護保険サービスを利用している利用者や家族の評価も得ることで、より質の高いサービスを目指しています。

現在、利用されている介護保険サービス事業者を実施の有無を確認し、皆様のお声をお寄せいただくと共に、今後の事業所の選定をする際の参考にご利用ください。

評価制度に関する内容は、NAGOYAかいごネットをご覧ください。
<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/hyouka/>

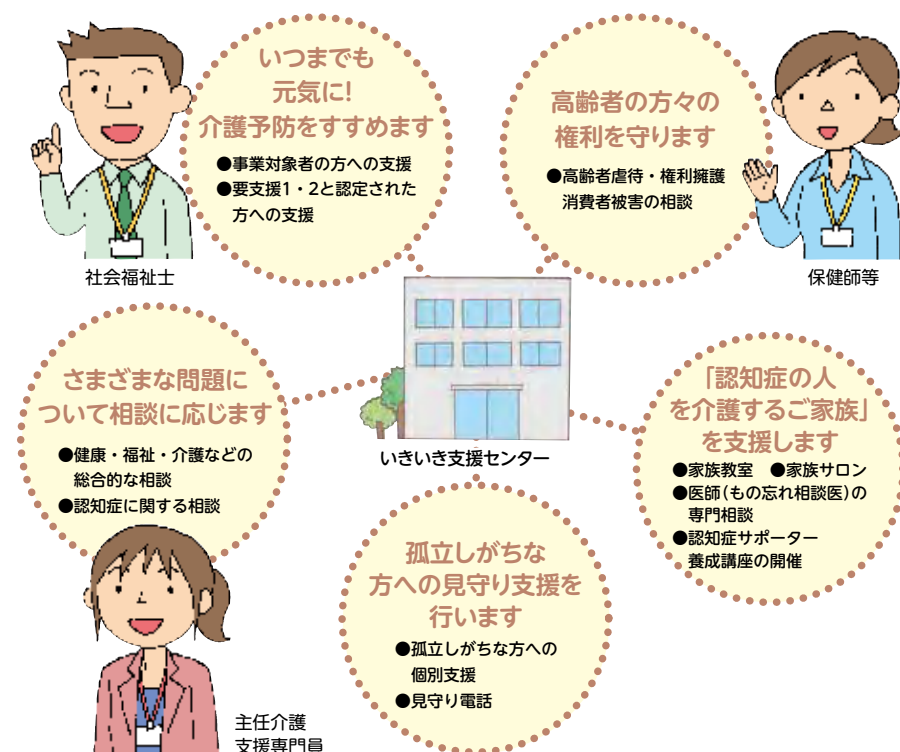


お気軽にお問合せください

いきいき支援センター（地域包括支援センター）

「いきいき支援センター」は、高齢者の方々がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職がチームとなって、健康・福祉・介護などさまざまな面から高齢者の方々を支える機関です。

開設時間 月～金曜日（祝休日、年末年始を除きます） 午前9時～午後5時 **相談費用は無料です。**



認知症の早期発見・早期対応へ向けた支援を行います

医療・介護の専門職と専門医とで構成された「認知症初期集中支援チーム」が、認知症が疑われる人、認知症の人とそのご家族への訪問等による支援を通じ、自立生活のサポートをします。

認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを進めます

認知症地域支援推進員を中心として、地域資源の把握や「なごや認知症カフェ」の運営支援などを行い、認知症の人やそのご家族が暮らしやすい地域づくりを進めます。

Check Point

高齢者いきいき相談室

高齢者の方々が、身近な場所で相談できるよう、委託を受けた居宅介護支援事業所が「高齢者いきいき相談室」を開設しています。いきいき支援センターと連携し、健康・福祉・介護等の相談に応じます。



このマークののぼりが目印です。▶

●いつまでも元気に！介護予防をすすめます

事業対象者
と判定された方には

サービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス事業）の利用についてご相談に応じます。

要支援1・2
と認定された方には

介護予防サービス、サービス・活動事業（介護予防・生活支援サービス事業）の利用についてご相談に応じます。

●高齢者のみなさまの権利を守ります

■高齢者虐待について

高齢者の方への虐待の防止や早期対応を図るため、「高齢者虐待相談センター（☎052-856-9001）」や区役所などの関係機関と連携し、ご相談に応じます。

■消費者被害について

高齢者の方を対象にした悪質な訪問販売や住宅リフォームなどの被害が増加しています。契約の際にご心配がある場合や被害の恐れがある場合は、消費生活センター（☎052-222-9671）と連携し、ご相談に応じます。

■権利擁護について

お金の管理や契約などに不安がある高齢者の方で、ご家族などがいない場合、「名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター（※）」や「成年後見制度」の利用などについてのご相談に応じます。

※名古屋市障害者・高齢者権利擁護センター

センター	電話番号	担当地域
北 部	☎052-919-7584	千種区、東区、北区、守山区
南 部	☎052-678-3030	瑞穂区、熱田区、港区、南区
東 部	☎052-803-6100	昭和区、緑区、名東区、天白区
西 部	☎052-433-6580	西区、中村区、中区、中川区

●「認知症の人を介護するご家族」を支援します

「認知症の人を介護するご家族」を支援するとともに、認知症の人やご家族が安心して暮らせるよう、地域住民が認知症を正しく理解し、見守りや声かけ、手助けができる地域を目指します。

認知症に関する専門の電話相談窓口

認知症コールセンターをご利用ください。

☎052-734-7089

受付時間 月・水・木・金曜日 ▶ 午前10時～午後4時
火 曜 日 ▶ 午後 2時～午後8時
（祝休日、年末年始を除きます。）

相談費用は無料です。通話料金がかかります。

社会福祉士
などが認知症に関する
さまざまな相談に
対応します。



高齢者の総合相談窓口 いきいき支援センター（地域包括支援センター）

区	名 称	所在地・電話・FAX番号	担当地域（小学校区名）
千種	千種区東部 いきいき支援センター	千種区桜が丘11-1 ソフィアビル1階 ☎052-781-8343 FAX 052-781-8346	上野、自由ヶ丘、大和、 千代田橋、東山、富士見台、 星ヶ丘、宮根
	分 室	千種区宮根台一丁目4-24 山内ビル1階 ☎052-726-8944 FAX 052-726-8966	
	千種区西部 いきいき支援センター	千種区西崎町2丁目4-1 千種区在宅サービスセンター内 ☎052-763-1530 FAX 052-763-1547	
東	東区 いきいき支援センター	東区泉二丁目28-5 東区在宅サービスセンター内 ☎052-932-8236 FAX 052-932-9311	区内全域
	分 室	東区矢田一丁目3番33号 名古屋大曽根第一生命ビルディング2階 ☎052-711-6333 FAX 052-711-6313	
北	北区東部 いきいき支援センター	北区平安二丁目1-10 第5水光ビル2階 ☎052-991-5432 FAX 052-991-3501	飯田、城北、杉村、辻、東志賀、 宮前、名北、六郷、六郷北
	北区西部 いきいき支援センター	北区清水四丁目17-1 北区在宅サービスセンター内 ☎052-915-7545 FAX 052-915-2641	
	分 室	北区中味簀三丁目414 ☎052-902-7232 FAX 052-902-7233	
西	西区北部 いきいき支援センター	西区市場木町157 パークサイドなかしま1階 ☎052-505-8343 FAX 052-505-8345	浮野、大野木、中小田井、 比良、平田、比良西、山田
	西区南部 いきいき支援センター	西区花の木二丁目18-1 西区在宅サービスセンター内 ☎052-532-9079 FAX 052-532-9020	
	分 室	西区菊井二丁目2-3 アーバネス菊井ビル2階 ☎052-562-5775 FAX 052-562-5776	
中村	中村区北部 いきいき支援センター	中村区名楽町4丁目7-18 中村区在宅サービスセンター内 ☎052-486-2133 FAX 052-486-2140	稲西、稲葉地、諏訪、豊臣、 中村、日比津、ほのか
	分 室	中村区稲葉地本通1丁目3 魚住稲葉地ビル西号室 ☎052-412-3030 FAX 052-412-3110	
	中村区南部 いきいき支援センター	中村区豊国通1丁目14 ☎052-483-6866 FAX 052-483-6867	
中	中区 いきいき支援センター	中区上前津二丁目12-23 中区在宅サービスセンター内 ☎052-331-9674 FAX 052-331-6001	区内全域
	分 室	中区栄四丁目1-8 中区役所地下2階 ☎052-262-2265 FAX 052-262-2275	
昭和	昭和区東部 いきいき支援センター	昭和区滝川町33 いりなカスクエア3階 ☎052-861-9335 FAX 052-861-9336	伊勝、川原、滝川、広路、八事
	昭和区西部 いきいき支援センター	昭和区御器所三丁目18-1 昭和区在宅サービスセンター内 ☎052-884-5513 FAX 052-883-2231	
	分 室	昭和区阿由知通4丁目7 グローバル御器所2C ☎052-852-3355 FAX 052-852-3344	
瑞穂	瑞穂区東部 いきいき支援センター	瑞穂区佐渡町3丁目18 瑞穂区在宅サービスセンター内 ☎052-858-4008 FAX 052-842-8122	汐路、豊岡、中根、弥富、陽明
	分 室	瑞穂区洲山町2丁目21 啓徳名古屋南ビル1階 ☎052-851-0400 FAX 052-851-0410	
	瑞穂区西部 いきいき支援センター	瑞穂区堀田通1丁目18 シティアーク1階 ☎052-872-1705 FAX 052-872-1707	

区	名 称	所在地・電話・FAX番号	担当地域（小学校区名）
熱田	熱田区 いきいき支援センター	熱田区神宮三丁目1-15 熱田区在宅サービスセンター内 ☎052-671-3195 FAX 052-671-1155	区内全域
	分 室	熱田区大宝三丁目6-26 シャンボール日比野1階 ☎052-682-2522 FAX 052-682-2505	
中川	中川区東部 いきいき支援センター	中川区八幡本通2丁目27 コーポ中野1階 ☎052-354-8343 FAX 052-354-8341	愛知、篠原、昭和橋、玉川、露橋、常磐、 中島、西中島、広見、八熊、八幡
	中川区西部 いきいき支援センター	中川区小町一丁目1-20 中川区在宅サービスセンター内 ☎052-352-8258 FAX 052-353-5879	
	分 室	中川区春田四丁目119 プリマヴェーラ1階 ☎052-364-7273 FAX 052-364-7271	
港	港区東部 いきいき支援センター	港区港楽二丁目6-32 港区在宅サービスセンター内 ☎052-651-0568 FAX 052-651-1167	稲永、大手、港楽、成章、東海、 中川、西築地、野跡、東築地
	港区西部 いきいき支援センター	港区寛政町6丁目40 ☎052-381-3260 FAX 052-381-3261	
	分 室	港区知多二丁目2215 レーブエル1階 ☎052-309-7411 FAX 052-309-7412	
南	南区北部 いきいき支援センター	南区桜台一丁目1-25 桜ビル1階 ☎052-811-9377 FAX 052-811-9387	大磯、春日野、菊住、桜、伝馬、 道徳、豊田、明治、呼続
	分 室	南区明治二丁目32番14号 氷室AKマンション1階 ☎052-698-7370 FAX 052-698-7380	
	南区南部 いきいき支援センター	南区前浜通3丁目10 南区在宅サービスセンター内 ☎052-819-5050 FAX 052-819-1123	
守山	守山区東部 いきいき支援センター	守山区小幡南一丁目24-10 守山区在宅サービスセンター内 ☎052-758-2013 FAX 052-758-2015	天子田、大森、大森北、小幡、 上志段味、吉根、志段味西、 志段味東、下志段味、苗代、 本地丘、森孝西、森孝東
	分 室	守山区吉根南1401 ☎052-736-0080 FAX 052-736-0081	
	守山区西部 いきいき支援センター	守山区瀬古東二丁目411 ☎052-758-5560 FAX 052-758-5582	
緑	緑区北部 いきいき支援センター	緑区鳴子町1丁目7番1 緑区在宅サービスセンター ☎052-899-2002 FAX 052-891-7640	旭出、浦里、大清水、片平、 神の倉、熊の前、黒石、小坂、 常安、滝ノ水、戸笠、徳重、 長根台、鳴子、鳴海東部、桃山
	分 室	緑区徳重五丁目625 アーバニティ幸1階 ☎052-877-9001 FAX 052-877-8841	
	緑区南部 いきいき支援センター	緑区左京山3038 ☎052-624-8343 FAX 052-624-8361	
名東	名東区北部 いきいき支援センター	名東区上社一丁目802 名東区在宅サービスセンター内 ☎052-726-8777 FAX 052-726-8775	猪高、猪子石、香流、北一社、 引山、藤が丘、平和が丘、 本郷、豊が丘、蓬来
	分 室	名東区明が丘124-2 ami ami annex 2階 ☎052-771-7785 FAX 052-771-7702	
	名東区南部 いきいき支援センター	名東区にじが丘2丁目7 アーバンフレ虹ヶ丘西2号棟 ☎052-720-6121 FAX 052-720-5400	
天白	天白区東部 いきいき支援センター	天白区原一丁目301 天白区在宅サービスセンター内 ☎052-809-5555 FAX 052-385-8451	相生、植田、植田北、植田東、 植田南、たかしま、原、 平針、平針北、平針南
	分 室	天白区原五丁目1303 三和シャトー1階 ☎052-808-5400 FAX 052-808-5322	
	天白区西部 いきいき支援センター	天白区大坪二丁目604 ☎052-839-3663 FAX 052-839-3665	

名古屋市はち丸在宅支援センター

名古屋市はち丸在宅支援センターは医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民からの在宅療養に関する様々な相談に専門知識を持った相談員が対応します。また、切れ目のない在宅医療・介護サービスを提供できるよう多職種の連携を支援します。在宅療養に関する不安やお悩みについて、お気軽に相談ください。

開設時間 月～金曜日（祝休日、年末年始を除きます） 相談費用は無料です。
午前9時～午後5時

所在地	電話	FAX番号
東区東桜1-4-3 大信ビル2階	☎971-0874	FAX 971-0875

在宅歯科医療・介護連携室

医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、歯科衛生士が在宅での歯科治療・口腔ケアなどに関する各種相談に応じます。

開設時間 火～土曜日（祝休日、年末年始を除きます） 相談費用は無料です。
午前9時～正午・午後1時～5時

所在地	電話	FAX番号
南区弥次工町5丁目12-1 名古屋南歯科保健医療センター内	☎619-4188	FAX 619-4189

● 一般介護予防事業に関するご相談・お問合せ先 ●

名称	電話・FAX番号	名称	電話・FAX番号
都福祉会館	☎711-1483 FAX 711-9657	熱田福祉会館	☎659-6306 FAX 651-7251
高岳福祉会館	☎931-8174 FAX 935-1025	中川福祉会館	☎351-9121 FAX 352-9406
上飯田福祉会館	☎914-0831 FAX 912-1308	※中川福祉会館は、改修工事期間中（令和8年6月頃まで）のため、下段の番号に変わっています。	
天神山福祉会館	☎531-0023 FAX 521-3369	港福祉会館	☎322-7306 FAX 323-0150
名楽福祉会館	☎481-8588 FAX 461-5667	笠寺福祉会館	☎382-7009 FAX 381-2285
前津福祉会館	☎262-1869 FAX 242-5761	守山福祉会館	☎811-1282 FAX 822-1121
昭和福祉会館	☎881-0600 FAX 881-0601	緑福祉会館	☎793-6330 FAX 792-6094
瑞穂福祉会館	☎841-3113 FAX 841-1348	名東福祉会館	☎624-3131 FAX 624-4485
		天白福祉会館	☎703-9282 FAX 704-8144
			☎802-2351 FAX 806-3327

名称	電話・FAX番号	名称	電話・FAX番号
千種区社会福祉協議会	☎763-1531 FAX 763-1547	熱田区社会福祉協議会	☎671-2875 FAX 671-4019
東区社会福祉協議会	☎932-8204 FAX 932-9311	中川区社会福祉協議会	☎352-8257 FAX 352-3825
北区社会福祉協議会	☎915-7435 FAX 915-2640	港区社会福祉協議会	☎651-0305 FAX 661-2940
西区社会福祉協議会	☎532-9076 FAX 532-9082	南区社会福祉協議会	☎823-2035 FAX 823-2688
中村区社会福祉協議会	☎486-2131 FAX 483-3410	守山区社会福祉協議会	☎758-2011 FAX 758-2015
中区社会福祉協議会	☎331-9951 FAX 331-9953	緑区社会福祉協議会	☎891-7638 FAX 891-7640
昭和区社会福祉協議会	☎884-5511 FAX 883-2231	名東区社会福祉協議会	☎726-8664 FAX 726-8776
瑞穂区社会福祉協議会	☎841-4063 FAX 841-4080	天白区社会福祉協議会	☎809-5550 FAX 809-5551

名称	電話・FAX番号	名称	電話・FAX番号
千種保健センター	☎753-1982 FAX 751-3545	熱田保健センター	☎683-9683 FAX 681-5169
東保健センター	☎934-1218 FAX 937-5145	中川保健センター	☎363-4361 FAX 361-2175
北保健センター	☎917-6552 FAX 911-2343	港保健センター	☎651-6537 FAX 651-5144
西保健センター	☎523-4618 FAX 531-2000	南保健センター	☎614-2814 FAX 614-2818
中村保健センター	☎433-3005 FAX 483-1131	守山保健センター	☎796-4623 FAX 796-0040
中保健センター	☎265-2262 FAX 265-2259	緑保健センター	☎891-3623 FAX 891-5110
昭和保健センター	☎735-3964 FAX 731-0957	名東保健センター	☎778-3114 FAX 773-6212
瑞穂保健センター	☎837-3264 FAX 837-3291	天白保健センター	☎807-3917 FAX 803-1251